

(証券コード 7604)

2024年7月11日

株 主 各 位

福岡県久留米市天神町146番地

株式会社 梅 の 花

代表取締役社長 本 多 裕 二

第45回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.umenohana.co.jp/investor/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「第45回 定時株主総会招集ご通知」及び「定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」をご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「梅の花」又は「コード」に当社証券コード「7604」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年7月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年7月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県久留米市六ツ門町16-1
ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第45期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年7月25日（木曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ② スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使してください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する各種制限の解除及び政府による各種政策の効果並びに雇用・所得環境の改善により、経済活動の緩やかな回復が続いております。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化による原材料価格及び資源価格の高止まり、為替相場の円安傾向の長期化及び世界的な金融引締め、並びに中国経済の先行き不透明感に伴う海外景気の下振れが我が国の景気の下押し圧力となっております。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当より5類感染症へ移行後初めての制限のない歓送迎会シーズンとなり、数十人規模の団体客が増加するなど外食需要の高まりや価格改定の効果により、業績は概ね好調に推移いたしました。また、入国制限の緩和以降、インバウンド消費が引き続き好調となっております。一方で、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化がもたらした深夜時間帯における飲食需要の減退、慢性的な人手不足、また、それらの要因による企業倒産の増加等、非常に厳しい状況が続く中、物価上昇に伴う賃金上昇の好循環を成し遂げるべく賃上げを打ち出す動きが活発化しつつあります。

当社グループにおきましては、コロナ禍において落ち込んだ業績回復を目指して、引き続き各事業部門の組織運営力の強化及びDX推進による管理業務の合理化による生産性向上に努めるとともに、セントラルキッチンでの製造機器の更新や新規導入及び生産管理の精度向上による収益力の向上に尽力しております。また、物価上昇の影響を考慮し当社においても賃上げを実施いたしました。

環境問題への取り組み及び社会貢献の一環として、京都及び久留米の2ヶ所のセントラルキッチンにバイオコンポスターを導入し、セントラルキッチンから排出される食品残渣の廃棄量削減を継続しております。食品残渣より発酵分解された生成物を基にした堆肥を生産者に提供し栽培した農作物については、規格外品も含めた全量を当社が生産者より直接買い取るリサイクルシステムの運用を継続しております。今シーズンは、水稻、白菜、大根が店舗へ食材として供給されました。今後は、作付けする農作物の量や種類及び地域の拡大に向けた準備を進めております。

また、北海道においては豆腐用大豆「ゆきぴりか」の生産者との交流を図り全量買い取りを前提とした契約栽培を継続し原料の安定確保に努めております。

脱炭素社会に向けた取り組みとして、物流センターから冷蔵及び冷凍の食材を店舗に配送する際に使用する資材を保冷効果に優れたリサイクルコンテナと再利用可能な保冷材に

切り替え、CO₂及び経費の削減を継続しております。

リブランディングの取り組みといたしまして、営業・製造・企画などグループ内の様々な部門や職種の中から選抜した中堅社員からなるリブランディングプロジェクトを発足し、企業イメージ及び企業価値の向上に着手し、取り組みを継続しております。この取り組みの一環として、お子様のハレの日にご来店いただいたお客様に思い出を形として残していただくため、絵本作家わらべきみか氏のデザインによるオリジナルフォトフレームを作成し、記念写真と合わせてプレゼントするサービスを一部の飲食店舗において開始いたしました。

オリジナルフォトフレームの素材は、「有機廃棄される備蓄米」や「食べられなくなったお米(非食用米)」を配合して製造された紙を使用することで、フードロス削減の活動支援を行っております。

また、「うめのあぷり」から外食事業及びテイクアウト事業の各ブランドの情報発信を行い、お客様による当社グループの業態を超えた回遊性を高めるべくアプリの内容充実を進め、顧客接点強化に注力しております。

さらに、株主様及び取引先様との接点の強化にも取り組んでおります。

株主様との接点につきましては、商品・サービス・経営等に対するご意見をいただくことを目的とした外食事業及びテイクアウト事業における試食会、京都セントラルキッチンの見学会を継続してまいります。

取引先様との接点につきましては、相互発展を目指した協力及び親睦と交流を図ることを目的として、「梅の花グループ共栄会」を発足いたしました。

出退店につきましては、3店舗出店及び7店舗退店し、当連結会計年度の店舗数は、279店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は298億16百万円（前期比108.6%）となり、営業利益は8億19百万円（前期は営業利益89百万円）、経常利益は7億39百万円（前期は経常利益14百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億20百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失4億40百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

従来、セグメント情報における報告セグメントについては、「外食事業」、「テイクアウト事業」及び「外販事業」の3区分としておりましたが、当連結会計年度より、ストック事業開始による社内管理体制の変更に伴い、ストック事業を新たに報告セグメント「その他」として表記し、4区分に変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

（外食事業）

外食事業におきましては、4年ぶりに新型コロナウイルス感染症による行動制限のない歓送迎会シーズンやインバウンド需要が引き続き好調なこともあり、売上高の回復傾向が継続しております。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」につきましては、季節の食材を使用した懐石等のメニュー

や季節ごとのテイクアウト商品の販売強化を行い、引き続きお客様満足度の向上と売上確保に努めております。一部店舗においては、店内改装を実施しお客様の快適性及び従業員の作業環境の改善を行いました。また、「うめのおぷり」の会員様を対象とした試食会の継続実施に加えて店舗にてお食事をされたお客様を対象に、料理に関するアンケートを実施、お客様の声を商品開発に反映する等、顧客との接点を増やすことに取り組んでおります。また、メニュー価格の改定を行い、原価率の改善等に取り組み営業利益の確保に努めております。

「和食鍋処 すし半」につきましては、お酒が飲める逸品料理や幅広い世代をターゲットとしたメニューへリニューアルいたしました。また、LINEを活用したクーポン発行、近隣企業へのDM発送など集客に努めるとともにメニュー価格を改定したことにより客数・客単価ともに前期を上回っております。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、横浜日本大通り店を2023年10月に豊洲直送の新鮮魚介類を中心にお得に楽しめる居酒屋「魚がイチバン 横浜日本大通り店」としてリニューアルオープンし、好調に推移しております。また、さくら水産朝霞台北口店に続きさくら水産イオン新浦安店及び海鮮処魚さま光が丘店にて「まぐろの解体ショー」を行い、集客と認知度向上に引き続き努めております。

「熊本あか牛 しゃぶしゃぶ 甲梅」につきましては、インバウンドの効果が継続して好調なことにより前期の売上高を大きく上回っております。

各業態において取り組んでまいりましたメニューのリニューアル、顧客接点強化による認知度及び来店客数の増加、店舗管理体制の強化並びにコスト削減により、前期のセグメント利益より7億11百万円の改善となりました。

以上の結果、外食事業の売上高は169億99百万円（前期比111.6%）、セグメント利益9億31百万円（前期はセグメント利益2億19百万円）となりました。

店舗数につきましては、梅の花は1店舗退店し71店舗、すし半は9店舗、さくら水産は2店舗退店し20店舗、その他店舗は18店舗、外食事業の全店舗数は118店舗であります。

（テイクアウト事業）

テイクアウト事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症移行後、外出機会の増加に伴い引き続き業績は回復傾向にあります。

梅の花・古市庵ブランドとともに節分やひな祭りなどの各種イベント商品の販売が引き続き好調なことにより売上は堅調に推移いたしました。

前期に引き続き、梅の花・古市庵ブランドとともに商品の価格改定を実施し原材料価格高騰に対応するとともに、店舗における効率的な商品製造や人員配置などの指導、並びに廃棄及び値引き等のロス抑制による原価率改善等、収益改善により前期のセグメント利益より78百万円の改善となりました。また、株主様に加えて一般のお客様を対象とした公開試食会を開催し、顧客との接点を増やすことに努めております。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は105億41百万円（前期比101.0%）、セグメント利益7億61百万円（前期はセグメント利益6億83百万円）となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は2店舗出店及び4店舗退店し104店舗、梅の花テイクアウト店は1店舗出店し52店舗、その他店舗は5店舗、テイクアウト事業の全店舗数は161店舗となりました。

(外販事業)

外販事業におきましては、「古市庵」の冷凍なみはや寿司、「湯葉と豆腐の店 梅の花」の人気商品、冷凍カキフライなど味の定評と独自性を活かし販路の拡大に努めております。

「通販本舗 梅あそび」につきましては、楽天市場等、他社の通販サイトへの出品の強化に加えて、WEB広告の継続による顧客へのアプローチに努めております。

以上の結果、外販事業の売上高は22億54百万円（前期比127.5%）、セグメント損失84百万円（前期はセグメント損失77百万円）となりました。

なお、株式会社丸平商店につきましては、2023年8月1日に当社へ吸収合併をいたしました。

(その他)

当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業を進めており、大阪セントラルキッチン跡地に賃貸物件を建設し、賃貸事業を開始しております。

その他の売上高は21百万円（前期比137.9%）、セグメント損失1百万円（前期はセグメント損失1百万円）となりました。

(セグメント別売上高)

(単位：千円)

期 別 セグメント別	第 44 期 2022年5月1日から 2023年4月30日まで	第 45 期 2023年5月1日から 2024年4月30日まで
	売 上 高	売 上 高
外 食 事 業	15,233,115	16,999,328
テ イ ク ア ウ ト 事 業	10,439,295	10,541,219
外 販 事 業	1,768,603	2,254,918
そ の 他	15,519	21,403
合 計	27,456,533	29,816,869

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の敷金及び保証金を含む設備投資額は7億88百万円であります。主として、外食事業における16店舗の客間等の改修及び1店舗のリニューアルに伴う改装による1億49百万円、テイクアウト事業の2店舗の新規出店による36百万円、その他のストック事業として大阪セントラルキッチン跡地に建設した賃貸物件用設備の1億89百万円、工場の製造設備1億31百万円及び屋内改装工事による25百万円、生産管理システム等のソフトウェアの構築による53百万円であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの経常的な借り入れであります。

(4) 企業集団の対処すべき課題

少子高齢化や人口減少時代の到来により日本国内の食のマーケットの縮小に加え、ライフスタイルの変化が事業運営に影響を及ぼしております。

さらにウクライナ情勢の長期化や中東地域の情勢悪化による原材料価格及び資源価格の高止まり、為替相場の円安傾向の長期化、物価上昇並びに人手不足等や世界的な金融引締めや中国経済の先行き不透明感に伴う、海外景気の下振れによる我が国の景気下押し圧力等、依然として先行き不透明な事業環境が続いております。

そのような中、当社グループは、引き続き既存事業における収益構造の見直しによる損益分岐点売上高の低減、外販事業強化によるセントラルキッチンの製造品目の拡大、収益力向上を目的とした新しい設備の導入やDX推進による生産性向上を図り収益力の強化による財務の健全化を図ってまいります。

一方で新型コロナウイルス感染症が収束したことやインバウンド需要の回復及び雇用・所得環境の改善により、経済活動の緩やかな回復が続いております。外食産業市場動向調査及び全国百貨店売上概況においては、コロナ禍前には及ばないものの売上高が回復傾向にあります。お客様のライフスタイルの変化や原材料価格と資源価格の高止まり、物価上昇による賃上げ、それに伴う価格改定及び人手不足等への迅速な対応が課題と認識しております。

また、引き続き生産者との共存共栄に取り組み、社会貢献活動を目的にセントラルキッチンにおける食品残渣のリサイクルや、CO₂削減を目的とした物流部門でのドライアイス使用量の削減に努めております。

企業ブランドの構築及び企業価値の向上を目的として、当社グループ内の様々な部門や職種の中から選抜した中堅社員によりリブランディングプロジェクトを発足し取り組みを開始しております。

株主様との接点強化につきましては、商品・サービス・経営等に対するご意見をいただくことを目的として、外食事業部及びテイクアウト事業部にて株主様公開試食会の開催や京都セントラルキッチンの見学会を実施しております。

取引先様との相互発展を目的に「梅の花グループ共栄会」を発足いたしました。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」等で利用されていたポイントカード顧客のデータを新アプリ「うめのあぷり」へ移行し、従来の業態ごとに管理していた顧客データを当社グループ内の相

互送客に繋がるようにアプリの内容充実を図っております。

①事業展開

(外食事業)

外食事業におきましては、季節の食材を使用した懐石料理やお酒が飲める逸品料理など、幅広い世代をターゲットとした付加価値の高いメニューへリニューアルいたしました。インバウンド需要に対応する為の外国語表記メニューを用意する等、訪日客への対応を行っております。「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、総合居酒屋から豊洲直送の新鮮な魚介類を提供する業態へリニューアルしてまいります。

また、一部の店舗は、店内改装を実施しお客様の快適性及び従業員の作業環境の改善を行っております。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、美味しい、安心・安全に加え、身体にやさしくヘルシーな商品開発、本格的な味から個性豊かなオリジナル寿司等、幅広い世代に合ったお手頃な価格の商品開発を進めております。また、季節感やトレンド感を重視した商品の開発を行い、季節商品や季節イベント商品等の拡充による固定客の来店頻度の向上及び新商品開発による新規顧客層の取り込みを強化しております。

(外販事業)

既存取引先への深耕を行うとともに、新規取引先としてスーパー等の小売業への販売強化を行いました。また、冷凍商品の開発を行いセントラルキッチンの製造量の増加による生産性の改善に加え、ブランド価値及び認知度の向上を目的とした梅の花及び古市庵ブランドの商品の販売、牡蠣フライ等の水産加工品の販売を強化してまいります。

(海外展開)

タイ王国における既存事業におきましては、梅の花ソラリア店及び現地工場の運営管理強化を行い、収益改善に努めております。

新規展開につきましては、現地の経済状況、インフラ等の環境整備等を総合的に勘案し、慎重に取組み、タイ王国以外の地域でも現地の状況に応じた業態やブランドを選択し、フランチャイズ運営等柔軟な対応による海外進出を検討してまいります。

(人員対策)

外国人技能実習生共同受入事業、特定技能外国人支援事業並びにそれらの職業紹介事業を行うことを目的としたP l u m協同組合により、セントラルキッチンにおける製造人員や飲食店舗での従業員不足の解消に向けて積極的に採用を行っております。

(設備投資等)

既存業態からの転換も含めた新業態開発、セントラルキッチンの生産設備等の事業基盤の拡充及び長期安定収益の確保を目的とした土地や既存保有資産の有効活用に取り組むことを想定しております。

②収益改善策

製造部門におきましては、店舗調理作業の効率化や味・品質の安定を図るため、セントラルキッチンによる内製化の効果を再検証した商品開発を継続してまいります。また、機械

化・自動化、類似商品の集約や不採算商品の削減等、生産性向上対策に加え、外部企業に製造を委託していた食材の内製化、商品の保存期間延長のために導入した急速冷凍機の活用強化を図ります。

物流部門におきましては、配送に使用する発泡スチロールやドライアイス、リサイクルコンテナや再利用可能な高性能の保冷剤へ切り替えを行いコスト削減とCO₂削減に努めております。

また、情報システム再構築プロジェクトにてDX推進を進めており、効率化等のコスト削減及び生産性向上の取り組みを継続してまいります。

大阪セントラルキッチン跡地に賃貸物件及びトランクルームを建設し、ストック事業を開始いたしました。また、当社グループ内の土地や建物等の遊休資産の有効活用を引き続き検討してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第 45 期
		2020年5月1日から 2021年4月30日まで	2021年5月1日から 2022年4月30日まで	2022年5月1日から 2023年4月30日まで	2023年5月1日から 2024年4月30日まで
売 上 高 (百万円)		21,603	22,591	27,456	29,816
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		△2,396	△1,792	14	739
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)		△1,921	217	△440	1,020
1 株 当 たり 当 期 純利益又は1株当たり (円) 当期純損失(△)		△239.89	19.58	△55.01	117.30
総 資 産 (百万円)		28,162	28,699	25,304	25,110
純 資 産 (百万円)		1,190	3,132	2,541	3,379
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		125.22	116.24	53.10	159.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、第42期より第45期中まで「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。1株当たり純資産の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年4月30日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社梅の花サービス	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社古市庵プラス	10,000千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社すし半	1,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社テラケン	10,000千円	59.1%	飲食店経営
株式会社三協梅の花	10,000千円	70.0%	飲食店経営

(注) 当社の連結子会社であった株式会社梅の花サービス九州及び株式会社梅の花サービス東日本は、2023年5月1日付で株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲より除外しております。なお、株式会社梅の花サービス西日本は、2023年5月1日付で、株式会社梅の花サービスに商号を変更しております。また、当社の連結子会社であった株式会社丸平商店は、2023年8月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲より除外しております。

(7) 企業集団の主な事業内容 (2024年4月30日現在)

区分	事業内容
外食事業	「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海産物居酒屋 さくら水産」を主とした飲食店の経営
テイクアウト事業	百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」の経営
外販事業	水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売
その他	当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場 (2024年4月30日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

本社	福岡県久留米市
久留米セントラルキッチン	福岡県久留米市
京都セントラルキッチン	京都府綴喜郡井手町
佐野セントラルキッチン	栃木県佐野市
丸平商店 (セントラルキッチン)	山口県山口市

② 子会社

会社名	本店所在地	主要な事業所
株式会社梅の花サービス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社古市庵プラス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社すし半	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社テラケン	東京都千代田区	東京都千代田区
株式会社三協梅の花	福岡県久留米市	東京都千代田区

③ 営業店舗

都道府県	外食事業					テイクアウト事業				総合計
	湯葉と豆腐の店 梅の花	和食鍋処 すし半	海産物居酒屋 さくら水産	その他	合計	古市庵	梅の花	その他	合計	
北海道	1				1				0	1
宮城県	1				1	2	2		4	5
福島県	1				1	1			1	2
茨城県	1				1	1	1		2	3
群馬県					0	1			1	1
埼玉県	3		5		8	5	1		6	14
千葉県	3		2		5	4	1		5	10
東京都	11		9	2	22	24	10		34	56
神奈川	4		3	1	8	13	4		17	25
新潟県	1				1				0	1
富山県	1				1	1	1		2	3
石川県	1				1	2	2		4	5
福井県	1				1				0	1
岐阜県	1				1	1			1	2
静岡県	2				2	1	2		3	5
愛知県	4			1	5	5			5	10
三重県	1				1				0	1
滋賀県	1				1	1			1	2
京都府	2				2	3			3	5
大阪府	7	7	1	5	20	14	10		24	44
兵庫県	3	2		1	6	6	4		10	16
奈良県	1				1	2	1		3	4
和歌山					0	1			1	1
岡山県	1				1	1	2		3	4
広島県	2				2	2	2	1	5	7
山口県					0	2	2		4	4
愛媛県	1				1	1	1		2	3
福岡県	9			5	14	4	3	3	10	24
佐賀県	2			3	5			1	1	6
長崎県	2				2	2	1		3	5
熊本県	1				1				0	1
大分県	1				1	2			2	3
宮崎県					0	1			1	1
鹿児島	1				1	1	2		3	4
合計	71	9	20	18	118	104	52	5	161	279

(9) 企業集団の従業員の状況 (2024年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外食事業	336 (1,781) 名	7名減 (69名増)
テイクアウト事業	250 (995)	— (6名減)
外販事業	31 (76)	3名増 (19名増)
その他	— (—)	— (—)
全社(共通)	40 (26)	2名増 (—)
合計	657 (2,878)	2名減 (82名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
144 (383) 名	12名増 (42名増)	43.0歳	13.16年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を()内に外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2024年4月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	4,478,235千円
株式会社福岡銀行	3,991,115
株式会社日本政策金融公庫	2,792,751
株式会社商工組合中央金庫	1,692,000

2. 会社の株式に関する事項（2024年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	20,700,000株
A種優先株式	2,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	8,047,099株（自己株式162,101株を除く）
A種優先株式	2,000株

(3) 株主数

普通株式	30,464名
A種優先株式	2名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
梅野 久美恵	812,200株	一株	812,200株	10.09%
株式会社梅野企画	242,800	—	242,800	3.01
麒麟麦酒株式会社	201,300	—	201,300	2.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	148,600	—	148,600	1.84
株式会社西日本シティ銀行	96,000	1,000	97,000	1.20
梅の花従業員持株会	78,700	—	78,700	0.97
株式会社三菱UFJ銀行	45,600	—	45,600	0.56
鳥越製粉株式会社	35,700	—	35,700	0.44
株式会社福岡銀行	24,800	—	24,800	0.30
株式会社りそな銀行	24,000	—	24,000	0.29

（注） 1. 当社は、自己株式を162,101株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. A種優先株式は、議決権を有しておりません。

3. 持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年4月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	本 多 裕 二	
専 務 取 締 役	鬼 塚 崇 裕	事業部門管掌 株式会社古市庵プラス 代表取締役
常 務 取 締 役	村 山 芳 勝	社長補佐 兼 共栄会担当 株式会社テラケン 代表取締役
取 締 役	吉 田 訓	製造・物流部門管掌 経営計画室長
取 締 役	増 村 政 信	管理部門管掌 経理部長
取 締 役	岡 田 由 佳	株式会社アレルギーヘルスケア 代表取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	宮 崎 秀 之	
取 締 役 (監査等委員)	池 田 勝	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員
取 締 役 (監査等委員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長

- (注) 1. 岡田 由佳、池田 勝、井上 二郎、南 昌作の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 岡田 由佳氏は、会社起業の経験があり、会社運営及び食品関係に関する相当程度の知見を有し、公認心理師として高いコミュニケーション能力を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 池田 勝氏は、銀行での職務経験 (監査役・監査等委員を歴任) があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 井上 二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び会計監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 (監査等委員) 南 昌作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮崎 秀之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役 岡田 由佳氏、取締役 (監査等委員) 井上 二郎氏、南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
8. 2023年7月26日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、山本 治氏は取締役 (監査等委員・常勤) を任期満了により退任いたしました。
9. 2023年7月26日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、藤本 宏文氏は取締役 (監査等委員) を任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である岡田 由佳氏、池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 役員の報酬等の総額

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとする。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

代表取締役社長による権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役社長が作成した原案について、代表取締役社長から監査等委員会に意見を求め、代表取締役社長は当該意見を勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	76,170 (1,800)	76,170 (1,800)	— (—)	— (—)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13,950 (7,800)	13,950 (7,800)	— (—)	— (—)	6 (4)
合 計 (うち社外取締役)	90,120 (9,600)	90,120 (9,600)	— (—)	— (—)	12 (5)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は7名 (うち社外取締役は0名) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議の上、決定しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は5名 (うち社外取締役は4名) です。
3. 上記には、2023年7月26日に退任した取締役 (監査等委員) 2名を含んでおります。
4. 取締役会は、代表取締役社長本多裕二に対し各取締役 (監査等委員を除く。) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役 (監査等委員を除く。) の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員の状況

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役 (社外)	岡 田 由 佳	株式会社アレルギーヘルスケア 代表取締役	当事業年度開催の取締役会10回中10回(100%)出席いたしました。取締役会では、主に会社運営及び食品関係の見地から積極的に意見を述べており、特に食品アレルギーについて専門的な視点から助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	池 田 勝	株式会社西日本フィナンシャル ホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に財務及び内部統制について専門的な立場から監督、助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会13回中13回(100%)出席し、会計監査人及び当社の内部監査部門との連携やコンプライアンス上の課題等について、必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会13回中13回(100%)出席し、当社の財務・会計手続き及び会計監査について必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関する発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会13回中13回(100%)出席し、コンプライアンス及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 株式会社アレルギーヘルスケアと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
2. 株式会社西日本シティ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つであります。
3. 井上二郎公認会計士事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
4. リーガル・ソリューション法律事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。

(6) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

(2024年5月1日現在)

氏 名	担 当
山 口 宣 嘉	店舗開発部長 購買担当 株式会社梅の花サービス 取締役 株式会社古市庵プラス 取締役
野 田 安 秀	株式会社梅の花サービス 代表取締役 外食事業部長 株式会社テラケン営業部長 株式会社三協梅の花営業部長
岩 城 裕 二	外食事業部副事業部長 営業推進部長 株式会社すし半 代表取締役兼営業部長 株式会社三協梅の花 代表取締役
吉 村 清 里	株式会社古市庵プラス 取締役 テイクアウト事業部長

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38,250千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び同第110条の4第2項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

- ① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。
 - イ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底のため、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長とし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。
 - ウ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題（食品事故を除く）の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定常的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月1回開催する。
 - エ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、HACCPの運用指導、食品表示に関する管理等の活動を定常的に遂行する。食の安全委員会は毎月2回開催する。
 - オ. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - カ. コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。
 - イ. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
 - ・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
 - ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
 - ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書

- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。
 - イ. 委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は原則月1回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - イ. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
 - ウ. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社の経営状況につき3ヶ月に1回以上、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月2回グループ経営会議を開催し、グループ会社間の情報共有を図る。
 - イ. グループ会社の代表取締役は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
 - ウ. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。
 - エ. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。

- オ. 当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。
 - カ. 経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、その方針に沿って各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。
 - キ. 総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。
 - ク. 内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況を評価し、その改善を促す。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。
 - イ. 当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ア. 各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
 - イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。
 - ウ. 監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。

- イ. 監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ウ. 監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びグループ会社の全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、コンプライアンス運営委員会での社内アンケートの実施や情報共有、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的かつ階層別のコンプライアンス研修を実施しております。

① 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を14回開催している。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、監査等委員会において常勤監査等委員は監査実施計画に基づく月次監査報告を行っている。また、監査等委員会において、内部監査部門及び内部統制部門責任者がオブザーバーで出席し、適切な情報共有を行っている。

③ 内部監査の実施

当社及びグループ会社の業務活動全般について、業務の妥当性・適法性を検証するために、内部監査規程を制定し、業務改善と経営の合理化並びに効率化に寄与すべく内部監査を実施している。

④ 財務報告に係る内部統制

取締役会の承認を受けた内部統制基本方針に基づき、内部統制基本計画を策定し、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当社及びグループ会社の当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用状況の評価を実施しており、内部監査室長が評価責任者となり、評価員を選任している。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して配当を実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 本事業報告は次により記載されております。

1. 百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。
2. 記載比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,580,528	流 動 負 債	9,411,181
現金及び預金	2,761,126	買 掛 金	756,193
売 掛 金	1,609,532	短 期 借 入 金	4,253,000
商品及び製品	1,788,182	1年内返済予定の長期借入金	1,796,286
原材料及び貯蔵品	332,819	未 払 金	1,463,968
そ の 他	1,089,366	未 払 法 人 税 等	71,081
貸 倒 引 当 金	△500	資 産 除 去 債 務	93,940
固 定 資 産	17,530,173	契 約 負 債	134,154
有 形 固 定 資 産	13,673,915	賞 与 引 当 金	322,250
建物及び構築物	5,676,069	閉 店 損 失 引 当 金	4,455
機械装置及び運搬具	395,268	そ の 他	515,850
土 地	7,193,240	固 定 負 債	12,319,614
そ の 他	409,336	長 期 借 入 金	10,806,126
無 形 固 定 資 産	137,464	資 産 除 去 債 務	1,373,338
そ の 他	137,464	そ の 他	140,150
投 資 そ の 他 の 資 産	3,718,793	負 債 合 計	21,730,795
投 資 有 価 証 券	1,068,601	純 資 産 の 部	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	582,199	株 主 資 本	2,953,977
敷 金 及 び 保 証 金	1,835,421	資 本 金	100,000
そ の 他	232,571	資 本 剰 余 金	3,403,241
資 産 合 計	25,110,701	利 益 剰 余 金	△180,943
		自 己 株 式	△368,320
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	410,749
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	453,959
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△88,796
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	45,585
		新 株 予 約 権	131
		非 支 配 株 主 持 分	15,048
		純 資 産 合 計	3,379,906
		負 債 純 資 産 合 計	25,110,701

連結損益計算書

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		29,816,869
売上原価		10,295,821
売上総利益		19,521,048
販売費及び一般管理費		18,701,273
営業利益		819,774
営業外収益		
持分法による投資利益	10,573	
受取保険金	15,300	
助成金収入	9,384	
その他	50,994	86,253
営業外費用		
支払利息	77,268	
株式関連費	70,403	
その他	18,494	166,165
経常利益		739,862
特別利益		
投資有価証券売却益	376,273	
その他	11,208	387,482
特別損失		
減損損失	107,855	
その他	12,450	120,306
税金等調整前当期純利益		1,007,037
法人税、住民税及び事業税	61,629	
法人税等調整額	△57,230	4,399
当期純利益		1,002,638
非支配株主に帰属する当期純損失		18,064
親会社株主に帰属する当期純利益		1,020,702

貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,684,147	流 動 負 債	7,690,810
現金及び預金	2,212,929	買 掛 金	756,193
売 掛 金	278,492	短 期 借 入 金	4,220,000
商 品 及 び 製 品	1,750,722	1年内返済予定の長期借入金	1,757,886
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	220,437	未 払 金	532,388
そ の 他	1,221,765	未 払 法 人 税 等	11,731
貸 倒 引 当 金	△200	契 約 負 債	26,443
固 定 資 産	17,110,333	賞 与 引 当 金	192,490
有 形 固 定 資 産	7,230,919	そ の 他	193,678
建 物 及 び 構 築 物	2,666,823	固 定 負 債	11,221,971
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	369,159	長 期 借 入 金	10,903,218
土 地	4,083,385	繰 延 税 金 負 債	48,425
そ の 他	111,551	資 産 除 去 債 務	185,739
無 形 固 定 資 産	82,493	そ の 他	84,588
そ の 他	82,493	負 債 合 計	18,912,781
投 資 其 他 の 資 産	9,796,920	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	998,501	株 主 資 本	3,445,236
関 係 会 社 株 式	3,455,532	資 本 金	100,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	8,312,633	資 本 剰 余 金	3,489,291
敷 金 及 び 保 証 金	220,501	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,489,291
前 払 年 金 費 用	301,738	利 益 剰 余 金	224,265
そ の 他	142,286	そ の 他 利 益 剰 余 金	224,265
貸 倒 引 当 金	△3,634,271	別 途 積 立 金	220,000
資 産 合 計	22,794,481	繰 越 利 益 剰 余 金	4,265
		自 己 株 式	△368,320
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	436,462
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	436,462
		純 資 産 合 計	3,881,699
		負 債 純 資 産 合 計	22,794,481

損益計算書

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,513,404
売上原価		7,023,727
売上総利益		1,489,676
販売費及び一般管理費		1,459,262
営業利益		30,414
営業外収益		
受取利息	137,473	
貸倒引当金戻入額	377,867	
その他	32,668	548,008
営業外費用		
支払利息	73,206	
株式関連費	70,403	
貸倒引当金繰入額	29,399	
その他	16,064	189,073
経常利益		389,349
特別利益		
投資有価証券売却益	376,273	376,273
特別損失		
関係会社株式評価損	46,080	
その他	149	46,229
税引前当期純利益		719,393
法人税、住民税及び事業税	55,278	
法人税等調整額	3,294	58,573
当期純利益		660,819

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

株式会社 梅 の 花
取 締 役 会 御 中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 尾 拓 也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 児 玉 邦 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社梅の花の2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

株式会社 梅の花
取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松尾拓也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 児玉邦康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社梅の花の2023年5月1日から2024年4月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する重要な報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を確認しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月27日

株式会社 梅 の 花 監査等委員会

監査等委員（常勤） 宮 崎 秀 之

監査等委員（社外） 池 田 勝

監査等委員（社外） 井 上 二 郎

監査等委員（社外） 南 昌 作

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定経営の根幹を成す株主様からの支援に報いるため、株主様への利益配分を安定的かつ継続的に実施することを重要な経営課題と考えております。

業績も回復し、財務状況も改善していることから、当期業績並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準や株主様への還元等を総合的に勘案いたしまして、その他資本剰余金を原資として以下のとおりとさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

①普通株式1株につき 金5円

普通株式配当総額 金40,235,495円

②A種優先株式1株につき 金40,000円

A種優先株式配当総額 金80,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年7月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため、新たに1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各再任候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しており、1名の新任についても取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
1	ほん だ ゆう じ 本 多 裕 二 (1952年8月1日生)	1981年9月 三角石油ガス株式会社入社（現株式会社 Misumi） 1995年6月 同社取締役経営計画室長兼財務部長就任 2001年10月 当社入社 2001年12月 当社専務取締役就任 2005年10月 有限会社梅の花plus代表取締役就任 2007年11月 株式会社古市庵（現株式会社古市庵プラス）代表取締役就任 2015年12月 当社取締役専務執行役就任 2018年9月 当社代表取締役社長兼COO就任 UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD. CEO就任 2019年10月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 7,100
<p>【取締役候補者とした理由】 当社代表取締役として当社グループの全部門を総合的に管理し、経営全般を的確に指揮・監督できる知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
2	<p>おに づか たか ひろ 鬼 塚 崇 裕 (1965年 8 月 8 日生)</p>	<p>1989年 4 月 株式会社阪神百貨店入社 2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 経営統合推進室部長 2010年 4 月 同社経営企画室予算計画部長 2011年10月 株式会社家族亭 執行役員経営企画室IR・広報部長 2013年 1 月 当社経営計画室部長 2015年12月 当社取締役執行役経営計画室長就任 2017年10月 株式会社古市庵（現株式会社古市庵プラス） 代表取締役COO就任 2019年 2 月 株式会社三協梅の花代表取締役就任 2019年 3 月 株式会社梅の花plus代表取締役就任 2019年 5 月 株式会社テラケン取締役就任 2019年10月 当社取締役経営計画担当就任 2021年 8 月 当社取締役経営計画・人事・総務担当 2022年 5 月 株式会社古市庵プラス代表取締役就任（現 任） 2022年 7 月 当社常務取締役経営計画・人事・総務担当就任 2022年 9 月 当社常務取締役人事担当 2023年 2 月 当社常務取締役事業部門管掌 2023年 8 月 当社専務取締役事業部門管掌就任 2024年 5 月 当社専務取締役事業部門管掌経営計画室長 （現任）</p>	<p>普通株式 1,600</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として経営計画、事業部門を統括してきた実績と当社の管理業務全般に精通していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
3	むら やま よし かつ 村 山 芳 勝 (1960年11月22日生)	1983年10月 株式会社ミドリ電化入社 1996年7月 当社入社 2006年12月 当社取締役人事総務部長就任 2012年12月 当社取締役常務執行役員就任 2015年8月 当社取締役購買部長 2015年12月 当社取締役執行役購買部長就任 2018年9月 株式会社丸平商店代表取締役就任 ヤマグチ水産株式会社代表取締役就任 株式会社梅の花サービス東日本取締役就任 2019年5月 株式会社テラケン代表取締役就任（現任） 2019年10月 当社常務取締役購買・物流担当就任 2020年5月 株式会社梅の花サービス西日本（現株式会社 梅の花サービス）代表取締役就任 2020年8月 当社常務取締役購買担当 2021年4月 株式会社すし半代表取締役就任 2021年5月 株式会社梅の花サービス九州取締役就任 2023年2月 当社常務取締役管理部門管掌 2023年8月 当社常務取締役 社長補佐兼共栄会担当 2024年5月 当社常務取締役 海外事業室長 共栄会担当 （現任）	普通株式 2,600
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として外食事業を中心に、人事・総務及び購買・物流を統括してきた実績と業界全般における豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
4	よし だ さとし 吉 田 訓 (1973年11月17日生)	1997年2月 当社入社 2008年10月 株式会社梅の花plus取締役就任 2011年10月 株式会社梅の花plus取締役営業本部長 2015年8月 株式会社梅の花Service（現株式会社梅の花サービス）代表取締役就任 2019年10月 当社物流部長 2020年9月 当社執行役員物流部長 2021年8月 当社執行役員物流部長兼製造担当 2022年7月 当社取締役物流部長兼製造担当就任 2022年9月 当社取締役経営計画室長兼物流・製造担当 2023年2月 当社取締役経営計画室長兼製造・物流部門管掌 2024年3月 当社取締役製造・物流部門管掌 経営計画室長 2024年5月 当社取締役製造・物流部門管掌 製造部長（現任）	普通株式 100
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として製造・物流部門を統括してきた実績と製造・物流担当と、グループ全体の事業に関して豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
5	ます むら まさ のぶ 増 村 政 信 (1966年1月18日生)	1988年4月 株式会社西日本銀行入行（現株式会社西日本 シティ銀行） 2008年10月 株式会社西日本シティ銀行 二日市支店営業担当副支店長 2015年4月 同行土井支店長 2018年1月 同行融資統括部格付査定室長 2019年10月 当社経理部長 2021年5月 当社執行役員経理部長 2022年7月 当社取締役経理部長就任 2022年9月 当社取締役経理部長兼総務担当 2023年8月 当社取締役経理部長兼管理部門管掌 2024年3月 当社取締役管理部門管掌 経理部長（現任）	普通株式 1,000
<p>【取締役候補者とした理由】 当社取締役として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、金融機関との深い信頼関係を構築しておりますことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
6	の だ やす ひで 野 田 安 秀 (1973年11月22日生)	1995年11月 当社入社 2012年12月 株式会社梅の花サービス西日本（現株式会社梅の花サービス）取締役就任 2016年 5月 株式会社梅の花サービス西日本（現株式会社梅の花サービス）取締役営業本部長 2016年10月 株式会社梅の花サービス西日本（現株式会社梅の花サービス）代表取締役就任 2021年 5月 当社執行役員外食事業九州担当就任 2021年 5月 株式会社梅の花サービス九州 代表取締役就任 2023年 2月 当社執行役員外食事業部長兼株式会社テラケン営業部長（現任） 2023年 5月 株式会社梅の花サービス 代表取締役就任（現任） 2024年 5月 当社執行役員外食事業部門 株式会社三協梅の花営業部長（現任）	普通株式 801
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、外食事業を中心に営業部門を統括してきた実績と店舗運営に関して豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
7	おか だ ゆ か 岡 田 由 佳 (1976年 5 月 7 日生)	2002年 6 月 株式会社アレルギーヘルスケア設立 代表取締役就任 (現任) 2018年12月 奈良県女性センター入職 (奈良県中央子ども家庭相談センター相談員兼務) 2020年 4 月 和歌山県教育委員会 スクールカウンセラー任用 (現任) 2021年 6 月 株式会社関西スーパーマーケット 独立社外取締役就任 2021年12月 株式会社関西スーパーマーケット 顧問就任 2023年 7 月 当社社外取締役就任 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>会社起業の経験があり、会社運営及び食品関係に関する相当程度の知見を有し、公認心理師として高いコミュニケーション能力を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田 由佳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 岡田 由佳氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、役員職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。
- 各候補者が取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 野田 安秀氏は、新任の取締役候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL：0942-33-0010

- 西鉄久留米駅より徒歩7分
- 駐車場の台数には限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。
- ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

